

令和6年度 第2回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和7年2月6日 木曜日 13:30～16:00
会 場 仙台市都市整備局会議室
出席委員 佐々木 和之委員、佐々木 慎太郎委員、高山 秀樹委員
恒松 良純委員、山畑 信博委員
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課
青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、若林区街並み形成課
太白区街並み形成課、泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会

2. 議 事

<審議事項>

- ・屋外広告物ガイドライン（景観広告づくり編）について
- ・デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方について

3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより、令和6年度第2回景観総合審議会屋外広告物部会を開会いたします。

—配布資料確認—

2. 議 事

○司会（都市景観課 大友係長）

それでは、これより景観総合審議会屋外広告物部会の議事に入ります。

本日は、委員全員の出席でございますので、仙台市景観法等の施行に関する規則第35条第2項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、規則第35条第1項の規定によりまして、恒松部会長に議長をお願いいたします。それでは、恒松部会長、よろしくお願いします。

○恒松部会長

議事に入る前に、今日の議事録の署名ですが、私と、委員名簿順ということで佐々木和之委員をお願いします。

ここで、会議の公開、非公開についての確認をいたします。本日の審議については原則として公開とし、特定の個人を認識し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必

要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。

(委員了承)

・屋外広告物ガイドライン（景観広告づくり編）について

○恒松部会長

本日は、審議事項が2つありますので、早速始めさせていただきたいと思います。
まず初めに、審議事項の屋外広告物ガイドライン（景観広告づくり編）について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料1－1、1－2により説明—

○恒松部会長

ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問などございましたらお願いしたいと思います。前のほうから順を追って、区切って伺います。

1ページと2ページのところ、大事な目標、目的のところだと思いますが、これについて今何か気になる点やご質問などございましたらお願いします。

○佐々木(和)委員

このガイドラインの最終的な配付の方法は、データで掲出する、紙に刷る等、どのようなものになりますか。

○事務局（田原主任）

冊子に印刷をして配付することと、ホームページに掲出することは想定しておりますが、検討中です。

○佐々木(和)委員

魅力ある店先づくり編とどう繋げていくかについてですが、ウェブに上げるのであれば、1ページの部分にリンクを張ることや、紙に刷るのだったら表紙を画像として入れておくなど、今回のこのガイドラインは店先編と両方あって成立する部分もあると思うので、より良いのかと思います。

○恒松部会長

ぜひ活かしていただければと思います。他はいかがでしょうか。特に気になるところはないですか。

○高山委員

冒頭部分、「美しい街並みは、市民の生活の質を向上させ、人を集める魅力として、地域の活性化にも繋がります」と書いていますが、重要なところだと思っていまして、商売されている方は特に、人を集める魅力につながるということが、自分たちのビジネスにも繋がることについて、普段あまり感じていない方たちにもしっかり伝えることがもう少し必要と思います。

例えば、仙台市の観光実態調査で、観光客の仙台に訪れる目的を調べた結果では、1位が本格グルメで、その次が自然景観です。その次が街歩き・街並み散策なのです。その後に温泉や歴史・文化が来ています。

自然景観や街歩き・街並み散策を目的に仙台へ来られる方がたくさんいらっしゃる、仙台市の観光資源や観光コンテンツとしても、景観をしっかり守っていかなければいけないと考えますので、非常に重要なガイドラインになると考えており、そういったところをもう少し打ち出すというか、ご理解いただくよう、もう少し中身を濃くしてもいいのかと感じます。

○恒松部会長

ここの見せ方というか、表現を修正するということでしょうか。

○高山委員

見せ方というか、もう少ししっかりお伝えしていったほうがいいかなという気がしました。どうやって伝えるかはまた別かもしれないですが。

○恒松部会長

それは、何か具体的な、今お話されていたような調査の結果みたいなのに基づくような内容等のほうが良いでしょうか。

○高山委員

そういった文言等も足しながら、この景観というのが仙台の資源だということ、それを大切にしていくことがまちの、自分たちの商売にもプラスになるということを伝えたいと感じます。伝えないとなかなか取り組む意義を見いだせないかもしれないので、そこをしっかりと伝える必要があるかなと感じます。

○事務局（大友係長）

今いただいたお話、重要なポイントだと思っておりますので、事務局で検討させていただきたいと思います。

○恒松部会長

ページのボリューム感は、少し増えても大丈夫ですか。

○事務局（大友係長）

冊子にする場合のページ数はある程度制限を受けますが、ボリューム感の調整等も踏まえて検討したいと思います。

○恒松部会長

はい、分かりました。じゃ、ぜひその視点で検討をお願いしたいと思います。

○山畑委員

1 ページ目で書かれている大事なところが、文章で読み込まないと少し分かりにくいので、強調したいところを太文字にするなど、目立たせることで、瞬間的にポイントが読み取れるようにすることが必要かと思います。

例えば、1 行目の「都市の風景が魅力」、「良いイメージをつくる源」、「まちづくりに寄与する屋外広告物」というところを濃くするなど、そういったキーワードになるところだけでも少し太くして見やすくするという手法もあると思います。

○事務局（田原主任）

検討したいと思います。

○恒松部会長

はい、ご検討いただければと思います。あとは、後ほどでも何か気になればご指摘いただければと思いますので、次へ行きたいと思います。

まず、第1章で、ご意見いただければと思います。何かお気づきの点など、いかがでしょうか。

○山畑委員

3 ページの真ん中の4つある写真ですが、上のかもしかコースの看板が、これは周辺景観との調和というところに載っているのですが、看板は小さいが、ちゃんと要点をつかんで分かりやすく表示されていることが伝わるように、看板が真ん中ではなく、全体の風景の中でポイント的に看板が写っている写真のほうが好ましいと思いました。

それから、下のまちなかの写真もですが、これも左下の写真は看板のアップになっていますが、これは軒天や壁が木になっているところとの調和ということよりも、右側の街路樹がある中での看板の調和の例だだと思いますので、もう少し分かりやすい写真を選んでい

ただけるといいかなと思いました。

○恒松部会長

写真は、街路樹やまちなみ全体が把握できるような写真がいいということ。これ、左の写真の広告物の周辺が右の写真ということだと思いますが、伝わりにくいかもしれません。

○事務局（大友係長）

これは仙台の写真なので撮りなおしが可能です。今いただいたご意見を参考に、画角など検討して、写真の見せ方も考えたいと思います。

○恒松部会長

ほか、いかがでしょう。

○佐々木(和)委員

少し細かいですが、4ページのそれぞれの説明とイラストの関係が伝わりにくいと感じます。「シンプルに」と「コミュニケーションツール」のところに丸のイラストがあって、これは何をどう指しているのかが少し分かりづらいかなというところですね。おそらく、「誰に対して？」は、この車のイラストのことだと思いますが、我々が使うときにお客様に説明すると思うので、はっきり分かるような感じのイラストがあるといいと思います。

○恒松部会長

「シンプルに」というのがない感じですね。

○事務局（田原主任）

この「○」「×」のイラストですが、×では看板からの吹き出しがたくさんあるように、看板だけから主張しているものではなく、シンプルに見やすく、コミュニケーションツールになるようにしたほうが良いという意味で記載しています。

○恒松部会長

なるほど。一つのイラストに2つの意味が入っているということですか。

○佐々木(和)委員

どちらにもかかるということですか。

○事務局（田原主任）

はい、コミュニケーションツールであり、シンプルにという意味で入れております。

○佐々木(和)委員

分かりました。でも、そこが伝わりにくいかもしれません。

○事務局（田原主任）

いただいたご意見を参考に、検討したいと思います。

○恒松部会長

ほかは何か気づきませんか。

では私から。3ページの下の特徴のところ。説明を文字に頼るので、ちゃんと読まない
と理解できないところが少しもったいない感じがします。

見やすさでいうと、どういう見せ方がいいか分からないですが、もう少し主張するほう
が見やすいと思いました。

○事務局（田原主任）

検討させていただきます。

○恒松部会長

4ページにカルテの話が出ていますが、いろいろなページに跨るので最後に伺います。

続いて、第2章、いかがでしょうか。

あと、色の基準を記載していますね。この色は、広告物ではなく建築についてですか。

○事務局（田原主任）

景観計画における、建築物のビジョンを記載しています。

○恒松部会長

広告は、これに準ずるということでしょうか。

○事務局（大友係長）

景観計画の中では建築物の外壁について基準を定めていましたので、今回、広告物につ
いても、それを準用する形で、面積や彩度にも気をつけていただきたいとして記載してお
ります。

○恒松部会長

分かりました。色の範囲についても少し、ご意見いただければと思います。

○高山委員

郊外住宅地ゾーンですが、後ほど審議されるのかもしれませんが、郊外住宅地であればなるべくデジタルサイネージの看板は避けていただくような記載にされてもいいのかなと思いました。

○恒松部会長

デジタルサイネージの関連は、この後の審議事項としています。

○高山委員

はい。ただ、住宅地については、ここにも謳って良いのではという感じがします。

○恒松部会長

既存のルールで、設置できないところはありますか。

○事務局（大友係長）

第一種低層住居専用地域のような、一番厳しい規制のかかるゾーンにつきましては、設置できないこととなっていますが、それ以外の住宅が建っているエリアについては設置できます。郊外住宅ゾーンに含まれる場所でも、設置できる場所とできない場所があります。

○高山委員

郊外住宅地というと、きっと広過ぎるのかもしれないですね。

○事務局（大友係長）

デジタルサイネージにつきましては、今回議論いただくもう一つの審議事項としておりますが、こちらの広告物ガイドラインは、いい広告を増やしていただきたいという目的でつくろうとしているものでしたので、どう記載するのか、事務局で検討させていただければと思います。

○高山委員

目的が、その「市民の生活の質の向上」というところもあると思います。

○恒松部会長

ほか、いかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

田園地ゾーンの、「田園の中に屋外広告物を設置しない」と明記していいものなのかど

うか。設置しないと記載すると、してはいけないと言っている感じがするのですが。

○恒松部会長

事務局いかがですか。

○事務局（大友係長）

イメージとしては、田んぼの中に、唐突に広告物が設置してあるようなものは避けていただきたい、というイメージで書いております。田園地ゾーンでも、屋敷林や建物がる場所がございますので、例えばそういうところであれば、ある程度の設置はやむを得ないかと思いますが、今回は規定ではなくガイドラインというのもあり、可能な限り避けていただきたいという思いで、こう表現しました。

○恒松部会長

佐々木慎太郎委員としては、これは避けるべきだと思いますか。

○佐々木(慎)委員

いや、設置しないと記載されれば、設置しては駄目、というふうにしかな看板屋は思わない感じがしました。

お客さんに言われたら、「いや、設置しては駄目と書いてありますよ」としか説明ができないと思いました。

○事務局（大友係長）

補足ですが、条例上は一定規模の案内広告物は設置でき、許可も受けられますが、その前に一旦考えてください、という意図で記載しています。

○佐々木(慎)委員

設置する場合もあるので、言葉をうまく調整してもらえればと思います。

○事務局（大友係長）

表現について工夫したいと思います。

○恒松部会長

市としては、なるべく出してほしくないのですか。

○事務局（大友係長）

そうです。

○恒松部会長

であれば、これでも良いのかもしれません。

○事務局（大友係長）

厳密に言えば、「景観を害す広告物は掲出を避けていただきたい」ということになりませんが、ないほうが良いとは思いますが。

幹線道路や主要道路ですと、温泉地や行楽地といった目的地に到達する途中に田園地帯があります。ガイドラインは配慮事項にはなりますので、設置しないとするのか、表現を考えてみたいと思います。

○恒松部会長

いま一度考えてもらうということによろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

○山畑委員

5 ページの下、マンセル値の解説のところが、上の本文の「共通」のところに自然景観も市街地景観も関わっているので、ここにこういうものだよというのを載せていると思うのですが、少し唐突過ぎるので、「共通」のところに、どこかにマンセル値の言葉を入れて、これを見れば、ああ、このことだな、というふうに分かりやすくしたほうが良いと思います。

○恒松部会長

マンセル値の説明じゃなくて、景観計画の中に色彩基準がありますよという解説をしたほうが良いということですか。

○山畑委員

それも含めて、上の色相と彩度の記載がありますが、これとこのマンセル値の解説が関係しているのだ、という説明があったほうが分かりやすいと思います。

○事務局（田原主任）

レイアウト等検討します。

○恒松部会長

もし、施主さん側にお見せするというのを考えたときに、マンセル値という色の基準があり、その中で、ある範囲を推奨していますよという、説明ができるようにということでしょうか。

○山畑委員

そうですね。

○恒松部会長

他いかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

今のそのマンセルの説明で、5 G 7 / 4 がマークされていますが、「共通」で「彩度 2 以下」と書いてあるので、そこはそれに合わせたほうがいいと思います。

○恒松部会長

確かにそうですね。このガイドラインは、どのくらい一般の方が見ることを想定されていますか。

○事務局（大友係長）

メインターゲットは看板を掲出する方を念頭としていますが、ホームページ等にも掲載する予定ですので、一般の方も見ることは想定しております。

広告主様には当然見てもらいたいですが、その広告主様が言ったとおり製作者がつくるのではなくて、製作者が広告主に仙台市はこういうことを考えています、我々も一工夫、提案したいと製作者からお伝えする材料に使っていただきたいと思っています

○恒松部会長

であれば、ある程度、色彩基準や色相に関する知識をお持ちの方たちが見るというのが前提にあるのでしょうか。

○佐々木(慎)委員

他県や他都市は、共通事項の色の色相、彩度については同じ位の基準なのでしょうか。

○恒松部会長

景観計画のほうということですね。

○佐々木(慎)委員

看板についてもこの基準を推奨するということですよ。これに則って看板作りなさいよということですよ。

○恒松部会長

景観計画の中の建築物の色の基準としては、大体この辺が多いと思います。積極的なところは、色相ごとに明度・彩度を規定していたり、あとは無彩色に対しての範囲を決めていたりというのが追加されているイメージがありますが、壁面色の基準なので、広告に置き換えたときにこの範囲でいかれると、少し難しいでしょうか。

○佐々木(慎)委員

なかなか難しいです。要は、彩度2だと結局、ほぼみんなグレーになってきます。

建物と看板では少し色を変えたり、アクセントではないですが、看板を分かりやすくしたいという感覚があるので、それが建物と同じぐらいの彩度でつくるとなると、少し難しいかなと思います。赤から黄色に関しては、彩度4だから少し目立つでしょうが、青、緑、紫系がほぼグレーになるので、難しいと思っています。

○恒松部会長

この後、色彩計画のほうでいろいろな話が出てくると思うので。色のお話は、この後、議論させていただければと思いますが、ほかはいかがですか。

特に、ゾーン分けで、このゾーンでいいのか、さっき少し郊外住宅地ゾーンは広いのではないかという話が出てきましたが、もう少し細かく分類したほうが良いなどはありませんか。

○高山委員

行楽地ゾーンで、例えば秋保と定義だとまち並みが少し違うので、定義だとこのご提案のような表現でもいいと思いますが、「プラスチックなどの人工素材は避ける」とありますが、秋保だとこの表現でよいでしょうか。「のれんや木彫りの看板など、風合いやこだわりを感じる素材を積極的に活用する」とありますが、秋保も全部、和のそういった感じに統一されたものを求められるのでしょうか。

実際に業者の皆さんはどうでしょうか、看板を制作される中で、秋保あたりをイメージすると、これは当てはまるのかなと、気になります。

○佐々木(慎)委員

秋保、川崎町が提案する看板は何となく、やはり木系が多いですね。よく見るのですが、派手な看板というのはやはり少ないのは事実です。

ただ、逆に、秋保のまちなかを歩いたり車で走っていても、温泉や旅館が多いですが、その途中はあまりそういう感覚もないですね。

○高山委員

最近、秋保のまちなか等に、いろいろなカフェ等でできています。

和風の看板もありますが、どちらかというと洋風のしゃれたものもあります。洋風のファサードのお店が増えてきている中で、この表現になじまないものもあるので、偏った方向に推奨し過ぎると、ちぐはぐかなと気になるところです。

○事務局（都市景観課 阿部参事）

お手元の資料集の中に、仙台市景観計画があります。こちらの10ページ、11ページをご覧くださいと、これが景観計画でいっている自然景観と市街地景観に分けて、8つのゾーンに分けている図です。

そして、下の図、大変広域なものですから図が細かいですが、作並温泉や定義山の辺り等というのは、10ページの左下の図ですが、自然景観のほうに入っていますが、秋保温泉は一部、商業業務地ゾーンや郊外住宅地ゾーンも包含されていますので、必ずしも秋保温泉地全域が行楽地ゾーンといっているわけではありません。

ですから、この景観計画に対応したゾーンによって、広告物のあり方等、一旦考えてもらうポイントを、ここにリンクする形で載せています。

○高山委員

行楽地ゾーンが商業地域の区域もあれば、環境保全区域も入っていて、いろいろなのが1つになっているので、なかなか難しい感じですね。

○恒松部会長

このとおりに合わせたらと思いますが、そうすると今度は細かくなり過ぎて見にくいですよ。悩ましい部分ですね。

とはいえ、分かってほしいのは、地域の特性を把握して、それを活かした広告にしてくださいというところで、その一例として、こういうことを考えてください、こういうことは見直しましょうということだと思います。

でも、行楽地のところは、おっしゃるとおり、和風に寄り過ぎている気もするので、例えば「こういうところではこういう感じ」という表現にするといいかと思います。

○事務局（大友係長）

2章の「地域の特性を把握しましょう」のところは、この8つの景観計画のゾーンで分けておりまして、仙台市で定めている計画による地域の特性をまず大まかに把握していただきたいと書いてありますが、この地域の特性だけではなく、3ページの下、道路や見る人、時間、またこの周辺の特性というところも併せて見ていただくことを想定しています。

仙台市内が、景観計画の8つのゾーンでいずれも言い表せており、これだけで全て分類

できる我々も思っておらず、大まかに地域の特性を把握していただいた上で、実際に看板を設置するその周辺に合ったデザインや色相にしていきたい、という旨をここで書かせていただいております。その地域の特性と、3ページの下にあるような項目を細かく見ていただいた上で、そこに合った看板をつくってもらいたいと考えています。

もう少し分かりやすくといった点は、書きぶりや伝え方も踏まえ検討したいと思います。

○恒松部会長

カルテのほかの項目もチェックしてもらいたいということですね。

第3章の「仙台らしい景観のための看板づくりのポイント」は、3-1から伺いたいと思います。

少しテイストが違う気がするので、まず、主にあったスカイラインのお話ですが、どういうふうに設置して、どう見えるかというのを考えましょうというところだと思いますが、立地計画についていかがですか。

まず私から。イラストですが、右と左で、右が考慮したイラスト、左が考慮前のイラストだと思います。スカイラインを切らずに広告が視点の中に収まっていると良いということだと思うのですが、背景の空の色があまりきれいでないので、スカイラインを壊している感が全然なく、今日のような、晴れている青い空の色の前に看板がぼんと出てくるほうが伝わりやすい感じがしました。

○事務局（田原主任）

絵は調整してまいりたいと思います。

○高山委員

絵の書き方、クローズアップの仕方だと思うのですが、例えば一番下の絵では、右側は横に小さく表現されているので、もしかすると広告主さんにとっては「これでは広告が見えないだろう」という感じに見られてしまうかもしれません。もう少し、小さくしても文字がちゃんと見え、伝わるよと表現できたほうが、広告主にとっては抵抗がなくなると思います。

多分これは自然景観のところもだと思いますが、縦の看板だと、一番上に、何て書いてあるのでしょうか。右側のイラストだと全然読めなくなってしまう。あまりスカイラインにこだわり過ぎて、こんなに見えない広告を上げてもしようがないだろうとならないほうが良いという感じがしました。

○事務局（田原主任）

こちらもイラストの修正について考えていきたいと思います。

○高山委員

小さくなるにしても、この図面の中では、はっきり見えているように表現しておく必要があると思います。

○恒松部会長

そこは何か工夫できそうですね。ご検討いただければと思います。

○佐々木(和)委員

自然景観の例もそうですね。特に、上から2段目の右の写真は、すごく小さくなっているので、もう少し横幅がある方が良いと思います。

○佐々木(和)委員

8ページの「+ α プラスアルファ まとめる」については、いろいろな事業者さんの看板を1個にまとめるという意味ですよね。なかなか難易度が高いことだなと思っています。意味はすごく理解できるものの、正直どうやったらいいのかというところは追加の説明もあると良いと思います。同じ型の看板が並んでいるものをまとめるのはできるのですが、例えば仙台市と一緒に調整していく等、そういう手だてがあるならば、やりようはあるますが、民間が自分たちだけで実施するのは無理があるかなと感じます。

○恒松部会長

窓口があって、コントロールするところがあればということですね。

○佐々木(和)委員

そうですね。まあ、こうなったらいいなと本当に思うのですが。

○事務局（大友係長）

これは仙台市でも、積極的に全部こうしていくというのは難しいと分かっております。しかし様々な掲出される方がいる中で、残念な掲出もあることは悩ましいと思っていますところでは。

ですから、積極的にこれをしていきたいと思いますというよりは、プラスアルファの手法として記載しています。例えば1つの広告会社さんが同じ場所で複数広告を出されている場合など、できる範囲でこういったものというのを目指してやっていただきたい、という旨で記載しています。

○高山委員

売り方ですかね。看板のスペースを確保して分割で販売するとか、そういうので誘導す

るというのはあるかもしれないですね。

○佐々木(和)委員

そうですね。

○高山委員

それで、コストも安く抑えられればというのはあるかもしれないですね。

○恒松部会長

そういうのというのは、誰が主導することになりますか。

○佐々木(慎)委員

看板屋です。

○佐々木(和)委員

でも、嫌がられるかもしれないです。

○高山委員

T SMCの視察行ったときに、熊本の益城町か菊陽町で話を聞いたのですが、T字路の突き当たりにこういった大きい看板があり、人材派遣や、中古車ならここなど、いろいろな広告が掲出されていました。多分あれは場所を確保して、区分して販売されたものと思うのですが、そういういい場所であれば、可能かもしれないですね。

○佐々木(慎)委員

そうです。結局、いい場所じゃないと、できないと思います。

○佐々木(和)委員

景観上はすごく効果的だと思うので質問しているのですが、積極的にそれができるような仕組みがあったらいいと思います。

○佐々木(慎)委員

結局、みんな個人契約なので、その土地の地主さんと広告屋が契約をして、賃貸契約をして立てて、またさらにテナントさんとまたこちらの契約をしている、というような状態ですから、例えば同じ会社で何基も立てている場合は、まとめてもらったほうがいいという提案はできるかなと思うのですよ。でもやはりやはり、今はもうあちこち、高さがばらばらというのは確かに多いので、そういったものを何かうまく揃えられればいいのかかと

は思います。

○佐々木(和)委員

確かに、表彰制度の議論もここですいているので、まず、そういう観点で選んでいくのはあるかもしれないですね。

なので、まとめていらっしゃる事業者さんが、そういうことをやってくれるように働きかけながら、それをちゃんと、景観に配慮しているということで表彰していくという、ほかにも追隨していく可能性もあると思います。

○高山委員

補助金を出す等ですかね。

○佐々木(和)委員

そうですね。

○恒松部会長

屋外広告物の表彰制度で、評価するものに、広告のデザインや効果みたいなことは出していたが、その取組みみたいなものを評価するというのも、考え方としてはあるかもしれないですね。

ほか、お気づきの点等ございませんか。

スカイラインを維持するのが大事だという話は一般論でしょうか。僕はこういう仕事なので、スカイラインは守りましょう、や、正面の山が見える稜線を建物で邪魔してはいけません、という教育を受けてきたので、スカイラインは大事なものであるという認識で来てしまったので、それが一般的な考え方なのかどうかというところが理解できていないところがあるのですが、皆さんもスカイラインは守ったほうが良いという認識でしょうか。

要は、ここの立地の計画のところ、中身はそのスカイラインの部分や、稜線の維持という内容なのですが、それは大事ですよ、守りましょう等という説明がないまま、広告主に理解していただくとなると、何故スカイラインを守らなくてはいけないのか、となったときに、何か解説があったほうが良いかと思います。

○事務局（大友係長）

事務局にて検討したいと思います。

○高山委員

1 ページにかかってきますね、この景観を維持していくことにつながっていくと思いま

す。

例えば、風力発電等で、自分のエリア、地域、景観を壊すようなところに建てようと、建設しようとする、皆さん反対するではないですか。でも、こういう広告だって、同じようなことで反対しても良いのではないのかなと思います。そういう運動は起きないですが、景観を守りたいと、どこか意識の中にはやはりあると思います。

ただ、スカイラインというのは、多分、意識はないですね。

○佐々木(慎)委員

はい、全くないです。

看板業者の場合は、車から、どの角度が一番見えるかといったことを気にします。提案するときに考えるのはそういったことです。

○恒松部会長

だから、その背景の向こうのことを考えようという話だと思うのですが、何かその説明があってもいいかなという気がします。ですが、山の稜線を切るから少し抑えようかなどは考えないですね。

○佐々木(慎)委員

規制をかけていってもらえば一番わかりやすいです。例えば48号線でも、山あい近くまで来たら、ここはそういう規制をするというのを将来的に検討してくれれば、守っていくとは思いますが。

農村地、田んぼの真ん中に立てないで、や、山の中腹に立てないで、というやり方をしないと駄目だし、あと、大きい工作物は認めません、高さ4m以下にしてくださいなど、何かしらルールを将来的に、全てじゃないとしても、一番山あいが見える場所では、そういう規制があったほうがいいのかと思います。

○山畑委員

参考ですが、山形県では、ガイドラインではなくて条例の中で、国道、県道の主要道路の白地の場所ですが、そこから特定の山の峰を超えるような高さのものは禁止しているというような規制はしています。ただ、市街地ではそうはいかないので、そこまでやっていないです。

○恒松部会長

ほか、いかがでしょう。

では、次へ行きます。次は、色彩計画についてです。ご質問、ご意見いただければと思います。

ここは特によろしいですか。何か、色の使い方の話や、周辺環境によって合う色味というか、そのトーンの話が紹介されているということだと思いますが。

○山畑委員

5 ページのところでは、マンセル値で数値化されていて、ここではトーンを使っているというところで、イメージとしては分かるのですが、景観計画ではトーンは使っていたのでしょうか。

○事務局（田原主任）

景観計画では使っていません。

○山畑委員

ここで初めてトーンを出すということですか。分かりました。そこが、分かりやすく説明され、混乱しなければいいかと思います。

○恒松部会長

趣旨としては、その周辺に合ったこういう色調がありますよという意味合いですね。

○事務局（大友係長）

広告物は、看板の内容や商品をアピールするということを目的に作られることが多いため、派手になりやすいと考えております。目立つように派手に、という面はもちろんあるとは思いますが、周りのことを考えて、周りと調和したものを作っていただきたいという趣旨になります。

○恒松部会長

事前説明でお話いただいたとき、気づけばよかったのですが、色の効果についての話は、広告をつくる方たちには分かるから要らないでしょうか。

建築物の外壁を選ぶときに僕らはそれを気にしており、小さいサンプルで見えていても、壁に塗ると彩度が上がって見えるので、クライアントから見たら、いや、もう少し落としましょう、といった話になります。同じ色でも大きな面積になると鮮やかに見え過ぎるという、面積効果のような話です。

何かほかにもいろいろな色の効果ってあるものなのですか。

○佐々木(慎)委員

施主からは、派手な看板を欲しいと言われます。本当に、一番難しいところですが。

○高山委員

リクエストは、派手な看板を、なのですか。

○佐々木(慎)委員

企業統一カラーがあって、それが結局、C Iの兼ね合いで、基本的にはこの品番のシート、この塗料を使ってくださいと決まっています。ですから、お客さんに、この地域はこういう雰囲気ですということを話して、彩度を落とすという調整は当然したりしますが、やはりここまでは出来ないのが一番の課題かと思います。それが、ベースとしてなのか、部分的なのかによっても、部分的だったら問題なくても、ベースの色がかなり派手なものだったら、難しいというのはあるかと思います。

なので、条例でここはこう、と決まっている地域に関しては、もう全く色が変わっているというのは、どこの地域でもあるとは思いますが、この仙台市のガイドラインでどこまで出来るのかというのは難しいとは思いますが。

今は昔と違って、お金も予算もかけないでというのが多くなったので、外壁の色を派手に塗るお客さんが多くて、それを、看板のベースにしましょうという方も中には当然いらっしゃる。ですから、それに合う色で、結局、派手な色にしてしまえば、という方も多い。なので、いろいろ提案をしていく上で、これを参考に出来るのかな、どうなのかなと考えています。

○恒松部会長

仮に、外壁だと、景観計画で外壁の色のコントロールはされていますね。

今は派手には塗れない状況ですが、広告に関しては、会社がC I等で使っている色があれば、それはやはり使いたいかもしれない。

○佐々木(慎)委員

基本的には使いたいですよね。

○恒松部会長

このページは、自分たちでつくる時、いろいろ考えるときに、とにかく派手でとはいわずに、少し見直しましょうという趣旨のページになるのでしょうかね。

世界的な企業が、赤をやめろ、青をやめろといってもなかなか難しく、景観計画で茶色にしなきゃ駄目ですよとしないとできないところがあると思いますが、広告をつくる時にまず考えましょう、という趣旨ですね。

ここも、いろいろなケースがあり、色はなかなか取組が難しいとは思いますが、トーンの種類が幾つか出ていますが、これだと何か推奨しているように見えないかというのが気になります。ビビットトーンはあまり使ってほしくないかなと思っているのですが、ここで

は、この彩度で考えてほしいといった内容は、特に記載はしないでしょうか。

○事務局（田原主任）

トーンについて、ここには事例として記載していますが、全てのトーンが広告物に好ましいとは考えているわけではなく、2章でも記載のとおり、建物等の基準を守るように努めることとしていますが、彩度の高い色に関しては、アクセントカラーだったり、使用する面積を限定して使ってもらいたいと考えております。

例えば、ここまでの彩度の色で検討してほしい等、目安をここに入れるということも考えられますので、どの範囲あたりまでというのが適当であると思われるか、委員の皆様にご意見伺いたいと思います。

○恒松部会長

ご意見ありますか。ここから向こうは派手過ぎる等、いやいや、みんな良いという感じか。

○佐々木(慎)委員

トーンが多過ぎて、どうなのかと思ってしまいます。

○恒松部会長

多分、トーンの解説をしたくて、全部入れたと思うのです。こんなにトーンの数を入れなければというのも少し感じます。トーンを考え方を示すだけでもいい感じもします。

○佐々木(慎)委員

例えば、斜めに一直線引いてもらって、そのラインで表示する等があってもいい。どれがどのトーンだかは分からないのですよ。

○恒松部会長

トーンの解説のところには、あまり高彩度の色は使わないでという説明は出ているのですが、図に出ているので、多分そっちに引っ張られるだろうなという気は、拝見していて思いました。

○事務局（大友係長）

いただいたご意見を基に、検討させていただきます。

○恒松部会長

あと、3-3、3-4、3-5で、情報量を絞るという件と、あと夜間景観への配慮と

交差点の部分ですね。さっきのまとめるというのが、少し話が近いかもしれませんが、この4ページ分について、何かございますか。

○佐々木(和)委員

12ページの「図と地を意識する」の左側の絵ですね。デザイン的にはバツのほうがよく見えてしまいます。真ん中に曲線があって、その中にうまく2つ分かれているので。丸のほう、バランスがあまりよく見えないので、何かもう少しバツのほうのバランスの違和感をつけてもらえたらいいかなと思いました。

この曲線のデザイン、なくてもいいのかもしれないですね。この「SENDAI AOBABA」の収まりがよいのでよく見えてしまっている。

○事務局（大友係長）

絵のデフォルメ感、分かりやすさ等も考えてみたいと思います。

○恒松部会長

そうですね、もっと失敗感があつたほうがいいのかもしいかなですね。
ほかはいかがでしょうか。

○山畑委員

12ページの上の右2つですが、これは建物ですよ。

○事務局（田原主任）

そうです。

○山畑委員

それが入口になっている。建物だと分かるように、下にGLのラインを少し左右に、少し伸ばしていただいたほうが分かりやすいかなと思いました。

○恒松部会長

夜間景観の交差点についても、先ほどの話と同じようなことです。先ほど、設置する方たちが同じ人だとコントロールできるという、プラスアルファのところのお話と一緒にかなと。信号の周りもこうしたらいいよという方針だと思うので、これはこれでいいとは思いますが。

○高山委員

交差点、信号のところですが、信号から何メートル下げなくてはいけない等、数字で示

しては駄目でしょうか。

皆さんそれに合わせて、1社でやらなくても、皆さんもその基準に合わせて高さを調整されていくと思うので、こうしたほうがきれいですよという推奨よりも、信号の場合だとやはり安全上の意味合い等もあるので、がっちり何メートルという線引きをしてもいいかと思います。いかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

規制はないのですよね、看板に関しては。

○事務局(阿部参事)

民地については、義務値はないです。道路内の占用であると、信号や横断歩道から一定の範囲は占用させないというのがありますが、民地では、交差点が後からできたりすると、元あったものが不適格になって賠償しなければいけないなどもあるので、今は信号等そういったところと紛らわしいものについてはやって駄目ですよといったものを禁止広告というものに掲げてご配慮いただいています。交差点と近いときには、区役所で許可するとき、信号と支障ないかどうか、どこの警察署へ行って確認しましたと協議経過を出してくださいというお願いをしています。

ここでいうのは、集約して景観上配慮した景観広告づくりをしてほしいということですが、安全対策はまた別途やっているということになります。

○高山委員

ただ、そうは言ってもなかなか、よほど業者さんが、この辺一帯管理されている方が一緒で、そういう意識を持って高さを制限しない限りこういう形にならないので、場合によっては、その高さ等、信号だからということで決めるということもありかなという提案でした。

○事務局(大友係長)

今までその基準はなかったので、まず、ガイドラインでこういった記載をして、将来的にガイドラインよりも基準にしたほうがいいのかという話になれば、そう展開できると思います。はじめから許可要件にすることはまだ難しく、まずは、魅力ある広告を出すのにガイドラインの作成、検討をしてほしいと審議会からもご提言を受け、現在ガイドラインの作成をしているものですから、まずガイドラインで訴えていきたいと思っています。

○恒松部会長

仮に、ガイドラインで数値を示したとしても、強制力はないということですよ。

○事務局（大友係長）

そうです。

○恒松部会長

こういうのを推奨したいと思っています、どうですかというレベルで提案というのはできるがということでしょうか。安全面でいえば、夜間の照明も、信号機が見えなくなっ
てはいけないというのと同じですね。

ではこれは、今後考えていくということで、ガイドラインではまず、高さをそろえたほ
うがいいですよということですね。

最後に、カルテについてはいかがですか。先ほどから出ている、設置する場所の特性を
分析しましょうということと、デザインを考えると、誰に向けてなのか等ですね。い
かがですか。

チェックする内容としては、最低限このくらいでいいぞ、という感じか、もう少しいろ
いろやったほうが良いのではないかな等、いろいろご意見あると思いますが。

○佐々木(和)委員

少し、使ってみないと、と思っている部分がありますが、この最後の「楽しく」って、
どういうところからこの項目が出てきたのか教えてください。

○事務局（田原主任）

ガイドライン4ページ、景観に配慮したデザイン、表示される内容を考えてところで、
興味、好印象を持ってもらうように、受け手にとって面白く、楽しくなるようなデザイン
を考えることで、その好印象につながりますということを記載していますが、そういった
ところで工夫する点をチェックして考えてもらうために、つくっています。

○佐々木(和)委員

見る側の感覚、見る人が楽しくなるようにとは、どう見てもらうのでしょうか。

受け手の印象の中に、好印象を持たれる、情報として楽しさみたいなのが入ってくると
いうほうですかね。楽しくつくるというよりは、受け手にいい印象を持ってもらうための
項目でしょうか。

○事務局（田原主任）

そうですね、受け手にとって、面白く、楽しく受け取ってもらえるようなデザインを検
討してもらう項目です。

○佐々木(和)委員

楽しくつくるという項目よりは、受け手の印象を上げるために、手法として楽しく見えるほうがいい、というふうになってくるという流れということですか。

○恒松部会長

つくる側の視点でチェックするカテゴリーの項目と、つくった人たちが受け手側の目線に立って書く項目が、上の段と下の段で分かれていますね。同じページに来ているので、チェックしたときに、多分、つくる側の視点で全部チェックして行くと思うので、受け手側となったとき、このカルテのデザインが、分かりにくいかもしれないです。

○佐々木(慎)委員

では、「楽しく」を、例えば「印象」等何か、言葉を換えたほうがよろしいのかなと思いましたね。

○佐々木(和)委員

工夫した点のほうに、受け手から楽しく印象を受けられるかというふうにチェックするのもいいかと思います。

○恒松部会長

あとは、なかなか難しいですが、カルテはチェックして、どこのページを見たらそれが対策できるのかというのは分かるのですが、チェックはしたが、その内容が適切だったのか、見直したほうがいい内容なのか、が見えにくいので、そこが分かるといいですね。

本当は、点数になっていて、これ少し赤点だから見直さなくてはいけない、これは合格点だからこのまま進めても大丈夫、のような作りなっているとすごく使い勝手がよいですが。点数化は、しにくいとは思いますが。

取りあえず、チェックしなければいけないという項目はこれで分かると思うので、まずはいいところか、と僕は思っているのですが、ほか、皆さんいかがですか。

事務局は、今いろいろなご意見がありましたので、再度ご検討いただければと思います。
(委員了承)

・デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方について

○恒松部会長

では、続いて、次の審議事項、デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方について、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 藤原主任）

—資料2により説明—

○恒松部会長

ただいまの事務局の説明に対しての質問ですが、前半の報告のところで、あと課題の整理のところで分けて伺いたいと思います。

初めに、18ページのところまでの上の段ですね、問題把握から要因と課題の設定のところまでで何かご質問などあれば。初めの方は前回の部会の振り返りなので、皆さん既に確認いただいた内容だと思いますが、そこから10ページで問題の想定と、そこから考えられるいろいろな問題把握ですが、特に問題になりうるだろうという予想部分ですので、何かこういうのもあるのではないかというのがあればご指摘いただければと思います。

○高山委員

前回、たしか佐々木委員からでしたでしょうか、高速で走っている道路脇のデジタルサイネージ等も問題があるのではないかというご指摘があったと思うのですが、そこが含まれていないので、その辺はどうでしょうか。

○事務局（藤原主任）

確かに、おっしゃるように、車で走っているとき、今回も信号機と交差点上、2つの点に着目したご説明でしたが、それ以外にも、道路で走っているときに脇にあるデジタルサイネージというものも運転手の視線を誘引することも十分考えられますので、今後、その視点も踏まえて検討していきたいと思います。

○恒松部会長

この内容がこの後の対策のほうに入ってきていると思いますので、また何かお気づきの点あればお話しいただきたいと思いますが、では、その方向性の検討のところについて、今後、これをベースにさらに検討を進めていくというお話でしたが、これも考えたほうが良い等、こういう視点もあるなどございましたら、ご意見、ご質問も含めていただきたいと思います。

資料でいくと18と書いてあるところから25と書いてある一番最後のページの上の段までということになると思いますが、発言の際には、ここのページと言っただけだと分かりやすいかなと思います。

質問で、18ページにあるところですが、お城のところ以外の主要な地点って、ほかは例えばどんなどころがあるのでしょうか。眺望で、仙台市で今大事にしている地点というのはどこにありますか。

○事務局（藤原主任）

現時点だと、具体的にこの場所というのはまだ、検討中で、まだ想定はしていないので、今後の検討の中で考えていきたいと思います。

○高山委員

逆もありますよね。青葉山の周辺のデジタルサイネージ、まちから青葉山を見たときに、デジタルサイネージはない方がきっと、仙台市がこれから進めようとしている施策の中にも合致しますので、逆の守りたい風景というか、そういったところへの影響というのもあるかもしれません。

○事務局（大友係長）

ありがとうございます。眺望点については、景観計画の中でも青葉山からの視点を、仙台市は大事にしていまして、そこは外せないと考えていますが、今いただいた、逆からの視点、青葉山や市民の目に入るような部分というのも、大事かと思いましたのでそういった内容も含めて考えたいと思います。

○山畑委員

既に考慮されているかもしれないですが、夜景のきれいな場所ですよ。夜景のきれいな場所で夜景を眺めたときに、デジタルサイネージの非常に輝度が高いものが小さいものでもあると、非常にその夜景を、全体を阻害してしまうこともありますので、その視点も大事なポイントなのかなと思います。

○事務局（大友係長）

夜景のきれいな場所、夜景の見えるポイントも、今、仙台市のビューポイントにも挙げられているところなので、その視点も大事にしたいと思います。ありがとうございました。

○恒松部会長

ほかにいかがですか、気になる点というか、ご質問も含めて。

○佐々木(慎)委員

サイネージを設置するに当たって、役所に広告物申請等すると思いますが、項目の中で、例えばその所管となる警察の文面を入れてもらうのが、良いのではないかと思います。

結局、道路に対して接しているところが多いと思うので、ここに設置していい悪いというのを、役所だけではなく、やはり道路の管轄である警察にも一言もらったほうが良いのではないかなと思っています。

国分町の入口のデジタルサイネージも、どう見ても信号にかぶっているのに許可出ているから、設置している訳だと思いますが、後から、良くなかった場合にやはりやめておけばよかったと言うだけだと思うのですよ。できれば、そういったサイネージに関しては、やはり厳しくしていた方がいいのではないかと思います。

○恒松部会長

何か、そういった予定等、考え等ってありますか。

○事務局（大友係長）

まず、具体的にその制限する手法等までは、まだ考えには及んでいないところですが、制限していく上では、交通管理者や道路管理者の意見は外せないところだと思いますので、そこも踏まえて、進め方を考えていきたいと思います。

○恒松部会長

では、ほかの部局との調整については、よろしくお願いします。

まずは、検討していく方向性としては、今後いろいろあるかもしれませんが、まずはスタートとしては良いかなというところです。

特に、今ご意見なければ、また気づいた点あれば、事務局のほうにお話しいただいて、ご連絡していただければと思いますので、よろしくお願いします。

本日の審議事項、以上になりますが、2つの審議事項を合わせて、何か皆さん、ほかにもご意見などございましたら。よろしいですか。

それでは、本日の議事については、これで終了とさせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会